

離島対策 特定窓口の募集について

1. 概要

一般社団法人日本消火器工業会（以下、消火器工業会）が環境大臣より認定を受けた廃消火器の広域認定制度において、消火器を扱う販売代理店等の皆様が特定窓口としてご参加いただくことで、下記の業務を行うことが可能となります。

- ① ユーザーから廃消火器を回収できる。
- ② 廃消火器を保管できる
- ③ 収集運搬・保管費用をユーザーに請求できる。

※ 回収した廃消火器は消火器工業会会員等が運営する指定引取場所もしくは収運会社に引き渡す必要があります。

2. 募集対象（離島以外の方は通常の特定窓口募集ページをご覧ください）

- ① 「離島対策モデル特定窓口」として、以下の条件を満たす事業者が対象
 - ・ 下記に指定された離島地域に事業所を有する事業者であること
「離島振興法指定離島」、「小笠原諸島振興開発特別措置法指定離島」
「奄美群島振興開発特別措置法指定離島」、「沖縄振興特別措置法指定離島」
- ② 回収した廃消火器は、自社で本土の指定引取場所に持ち込むか、消火器工業会から委託を受けた認定の収運業者に直接引き渡せること
- ③ 過去5年以内に「特定窓口」委託契約を解除された事業者は対象外

3. 応募要件

消火器工業会の廃消火器リサイクルシステムに登録するためには以下の要件を満たしていただく必要があります。尚、継続して応募要件等を守っていただくため、委託契約締結の際「特定窓口業務実施に係る同意書」を提出していただきます。

- ① **日常の業務において消火器の販売・メンテナンス又は処理業務にかかわっていること。
廃消火器に係る収集運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。**

消火器の性質、特徴、取り扱い方法、環境に与える影響等について熟知し、かつ、廃消火器の収集運搬・保管を的確に行うための知識（技術、能力）を有することが必要です。具体的には消防設備士乙種6類または消防設備点検資格者第1種の免状保有者が在籍していること、又は管理会社が主催する講習会を受講することが必要です。

- ② **廃消火器に係る処理を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。**

利益が計上できていることや、自己資本比率が最低一割を超えていることが望ましく、少なくとも債務超過の状態でないことが必要です。

- ③ **廃棄物収集運搬業に係る欠格要件のいずれにも該当しないこと。**

欠格要件とは廃棄物処理法第7条第5項第4号イから又、及び14条第5項第2号イからへまでに規定する要件をいいます。

注) 経営者及び法人役員が違法行為を行ったり、反社会的な組織との関連性がないことが必要です。万が一、それが発覚した場合には、登録を取り消すこととなります。

④ 不利益処分を受けその不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

不利益処分とは改善命令、措置命令、業務停止命令、許可取消処分等が該当します。

注) 登録後に不利益処分を受けた場合には、登録を取り消すこととなります。

⑤ 一般家庭からの問い合わせに対応可能なこと。

一般家庭における廃消火器の回収に積極的に取り組んでいただかなければなりません。事務所には対応者が常駐しており、電話対応やリサイクルシールの販売及び、引取り等の段取りをおこなえる必要があります。

⑥ パソコン等があり、インターネット環境が整っていること。

推進センターと連絡を取り合う「メールの送受信」、推進センターが情報発信している「ホームページ閲覧」、各種報告等の「web 入力の対応」が可能な状態であることが必要です。

⑦ 決められた手順で帳簿管理・報告ができること。

ユーザーから委託された廃消火器を適切に管理し処理する必要があります。帳簿統括表の web での月次入力と定期的な報告、登録情報の変更等、ルールで定められた事項を期限内に報告しなければなりません。

4. 募集期間

2024年4月1日(月)～

6. 審査

応募者へのヒアリングを行い、廃消火器の回収・収集運搬・引渡し業務が可能かを確認致します。

※ 審査結果に関する内容や理由についてはお受けできませんのでご了承ください。

6. 申し込み方法及び、提出書類

※ 必ず事前に推進センターへご連絡ください(03-5829-6773)

推進センターから申請に必要な書類をご案内致します

欠格要件 と 不利益処分

■ 欠格要件とは

廃棄物処理法では、廃棄物処理業、施設許可申請にあたって、申請者の資質に関する要件として、欠格要件に該当しないことという一項が設けられています。欠格要件とは、廃棄物処理法に従った的確な業の遂行等が期待できない者を類型化し、これらを排除しようとする趣旨の規定です。

一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれの業・施設許可申請の要件を定めた規定において、申請者がこれらのいずれにも該当しないこととされています。一つでも該当すれば許可を受けることができません。また、許可を取得した後に欠格要件に該当するに至った場合には許可は取消処分となります。主要なものは以下の通りです。

- ・破産者となった
 - ・禁固刑以上の刑が確定した（代表者、役員等）： 暴行罪、業務上過失傷害、道路交通法違反等
 - ・廃棄物処理法違反で懲役若しくは罰金の罰則が確定した（代表者、役員等）： 再委託や名義貸しの禁止のほか、不法投棄、野焼きの禁止違反等
 - ・暴力団員であることが判明した（代表者、役員等）
 - ・廃棄物処理法、その他環境関連法に違反し、業・施設許可取消処分を受けた
- ※ 条文
- ・廃棄物処理法 第7条第5項第4号イ～ヌ 及び、第14条第5項第2号イ～ハ

■ 不利益処分（行政処分）とは

廃棄物処理法、浄化槽法、又は施行令第4条の5に規定する法令の規定によるものであって、行政手続法第2条4号に規定する不利益処分をいいます。具体的には、改善命令、措置命令、業務（事業）停止命令、許可取消処分が該当します。行政指導は該当しません。

※ 廃棄物処理法 ： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

以上